

令和8年度 合理的配慮申請要項

本学では、在籍する障がいのある学生が健常な学生と同等の機会のもとで学生生活を送れるよう、合理的配慮に基づいて修学支援を行っています。学生本人の申し出により支援内容を検討し、その必要性が認められた場合に依るものです。

合理的配慮は、他の学生との公平性を維持しながら、必要に応じて障がいのある学生が充実した学生生活を送れるように行うアクセシビリティに基づいた環境保障、授業保障、情報保障のことであり、過度の経済的・人的負担を伴わない合理的な範囲内で行われる配慮をいいます。

1. 対象者

次の①、②を満たす者

- ① 本学に在籍する学生（学部生、院生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生）
- ② 視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害などにより、授業、学生生活、進路、就職において何らかの支援が必要な者

2. 支援範囲

講義、実験、実習、行事など、必要があると認められる範囲

3. 支援内容（一例）

学生本人からの申請に基づき、専門的な判断により検討します。

(1) 授業・学生生活関係

| | |
|-------|------------------------------------|
| 共通 | 配慮依頼文書配付、教室内座席配慮、使用教室配慮、履修登録補助 等 |
| 聴覚障害 | 補聴補助機材貸出、PCノートテイク 等 |
| 肢体不自由 | 施設・設備の整備、使用教室配慮 等 |
| 発達障害 | 修学環境の調整、注意事項等の文書伝達、講義内容録音、板書撮影許可 等 |

(2) 進路・就職関係

就職活動開始に伴いキャリアセンターの利用をする際に、本申請書に添付した根拠書類（診断書、手帳の写し）をキャリアセンター担当者宛に情報提供することへの希望の有無については「合理的配慮申請書」の該当箇所をチェックしてください。

※但し、情報提供は申請書が提出され支援が提供されている年度中に限るものとします。

4. 申請手続

(1) 申請期限

新規：任意

継続：申請年度の前年度2月から

学期末近くの申請については、対応が間に合わない場合があります。

(2) 申請書類

- ① 様式「合理的配慮申請書」※年度毎に学期単位で申請してください。
- ② 障害の根拠資料（診断書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し等）
※2回目以降の申請で、1回目と同一内容であれば添付不要
- ③ 様式「合理的配慮申請書 別紙（授業・学生生活用）」※当該支援を希望する場合

- ④ 様式「就労支援申込書（進路・就職用）」※当該支援を希望する場合
- ⑤ その他、入学前に受けていた修学上の配慮を記した資料や、主治医・相談機関等による障害について記した資料を添付することも可

(3) 申請方法

申請書類を整え、持参又は郵送してください。

■持参先

八草キャンパス ……………第2本部棟2階学生サービスグループ

自由ヶ丘キャンパス ……本館1階事務室

■郵送先

470-0392 豊田市八草町八千草 1247 愛知工業大学 学生サービスグループ

5. 支援計画と合意

- ① 担当部署が申請者にヒアリングを行います。
- ② 担当部署は申請者の所属学科や関係部署と協議し、支援計画を立案します。
- ③ 申請者は支援計画を確認し、支援計画内容について合意します。

6. 同意事項

以下の事項に同意した上で申請してください。

- (1) 障がいのある学生の修学支援は、他の学生との公平性を維持しながら、必要に応じて障がいのある学生が充実した学生生活を送れるように機会均等を目指すもので、結果（例えば単位取得）を保証するものではありません。また、過度の経済的・人的負担を伴わない合理的な範囲内で行われる配慮であるため、すべての希望が通るわけではなく、合理的でないと判断されることもあること。
- (2) 合理的配慮は、学生本人が修学する上で、授業の方法等を工夫や支援で調整し社会的障壁を解消するものであり、大学が定めるカリキュラム・ポリシーに基づいた教育の目的、内容、本質、成績の基準を変更することや試験や課題を免除するというものではないこと。
- (3) 本申請書に記載した情報及び相談の過程で支援者が知りえた申請者に関わる情報について、必要に応じて情報の一部または全部を支援者間で共有すること。

7. その他

- (1) 修学支援の過程で、必要に応じて追加の資料提出や心理検査などの受検を求められることがあります。
- (2) 修学支援は学生本人からの申し出で行われるものであり、修学支援が認められた場合でも、授業担当教員から学生に連絡することはありません。
- (3) 出欠席や授業、試験、課題に関する支援を希望する場合は、その都度、学生本人が自主的に科目担当教員に連絡し、合理的配慮の対象者であることを申し出て相談してください。但し、支援内容に関しては、教員の裁量によりますのでご了承ください。

8. 問合せ先

学生サービスグループ gakusei@aitech.ac.jp